

## **[事案 30-210] 遡及解約請求**

・平成 31 年 4 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分等を理由に、保険料払込満了時に遡って解約した場合の解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 60 年 11 月に契約し、平成 4 年 3 月に転換して、契約者貸付および保険料自動振替貸付が行われた終身保険について、平成 30 年 5 月に解約したところ、平成 25 年 3 月の保険料払込満了時に案内された解約返戻金よりも約 280 万円少なく支払われた。しかし、以下の理由により、保険料払込満了時に遡って解約し、解約返戻金を支払ってほしい。

(1) 保険料払込満了時、担当者に「終身保険なのでそのままにしておいた方がよい」と言われた。また、その際に、契約をそのまま続けた場合、契約者貸付等に利息がかかることや解約返戻金額が少なくなること等の説明が一切なかった。

(2) 契約者貸付等の残高計算書等の書類は一度も送られてきたことはなく、見たこともない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約者貸付の申込書には、貸付金に利息が発生すること等が記載されている。

(2) 当社が年 1 回郵送する「ご契約内容のお知らせ」等には、契約者貸付金額等が記載されている。利息繰入に先立って送付する契約者貸付残高の通知文にも、複利になるため早期の返済を勧める旨を記載している。

(3) 担当者は、契約者貸付の申込時、年 1 回の申立人訪問時、および保険料払込満了時に、貸付を返済しないと複利で貸付金額が増えていくこと等を説明した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、担当者の説明義務違反は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。